

5 廃棄物の保管・処理

◆ 管理規定の遵守事項 ◆

管理運営基準

5 廃棄物および排水の取扱い

- (1) 廃棄物の保管および処理の方法を定めること、ならびにそれらを定めた手順書の作成に努めること。
- (2) 廃棄物の容器は、それ以外の容器と明確に区別することができるようにし、汚液および汚臭の漏れないうように常に清潔に保つこと。
- (3) 廃棄物は、衛生上支障がない場所に適切に保管すること。
- (4) 廃棄物および排水は、適正に処理すること。

◆ 管理規定の作成 ◆

〔付録-11 ページ参照〕

定めるべき事項	関係する書類
<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の保管・処理の手順 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の搬出方法、保管場所の管理方法 ・ 廃棄物の処理方法、処理業者など 	<ul style="list-style-type: none"> □ 廃棄物収集運搬委託契約書など(委託の場合) □ 廃棄物マニフェストなど(委託の場合)

◆ 適正な保管・処理 ◆

- 廃棄物および排水を適正に処理する目的は、ねずみやハエ・ゴキブリ等衛生害虫の発生・繁殖を防止し、異物混入や食品汚染を防止することです。
- 食品残渣やゴミ容器から漏れた汚液や悪臭は衛生害虫等の発生・誘因の原因となる可能性があるうえ、周辺住民からの苦情の原因にもなるため、適正な管理と迅速な処理が大切です。
- 生ゴミは、密閉できる隔離された専用の部屋で管理する必要があり、できれば低温で保管することが望ましい。

食品衛生法以外の関係法令

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)
- 水質汚濁防止法

◆ 食品廃棄物の状況 ◆

- FAOの報告書によると、世界の食料生産量の3分の1にあたる約13億トンの食料が毎年廃棄されています。
- 日本では、年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出され、このうち、本来食べられるのに廃棄されている、いわゆる「食品ロス」は、年間約500~800万トン含まれると推計されています。(平成22年度)
- 日本の食品ロスは、世界全体の食料援助量の約2倍。日本のコメ生産量に匹敵し、日本がODA援助しているナミビア、リベリア、コンゴ民主共和国3カ国分の食料の国内仕向量に相当します。

